

## 日本統計学会産学連携推進委員会運用規則

一般社団法人日本統計学会

(総則)

第1条 本規則は、日本統計学会産学連携推進委員会委員会(以下「本委員会」という。)の運用に関して定める。

本委員会は、日本統計学会委員会規程第1条4に基づく臨時委員会である。

(目的)

第2条 本委員会は、統計科学が他の数理科学分野と連携し、諸科学、産業・社会の発展へ広く貢献することを目的とする。

(委員会の任務)

第3条 本委員会は、他の関連諸学会と協働して産学連携事業を企画する。

第4条 本委員会は、産学連携事業を行うための事業小委員会を設置し、その委員の推薦を行う。

2 事業小委員会委員の候補者は、統計関連学会の会員の中から選出する。

(構成員)

第5条 本委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 毎年1月1日から12月31日までとする。再任を妨げない。

付則

1. 本規則は2014年3月7日より施行する。